別　記

様式第一号（第一条関係）（平２建令４・全改、平６建令２・平７建令13・平９建令22・平12建令41・平13国交令41・平15国交令65・平18国交令60・平22国交令12・平25国交令19・平26国交令79・平29国交令13・令元国交令１・令２国交令98・一部改正）

（Ａ４）

免　許　申　請　書

（第一面）

宅地建物取引業法第４条第１項の規定により、同法第３条第１項の免許を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長殿
知事

申請者　商号又は名称
郵便番号（　　）
主たる事務所の
所在地

氏名
（法人にあつては、代表者の氏名）
電話番号（　　）　　－
ファクシミリ番号（　　）　　－

受付番号	受付年月日	申請時の免許証番号
※	※	（　）

（有効期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）

免許の種類　1.新規　2.免許換え新規　3.更新

免許換え後の免許権者コード

※免許証番号	国土交通大臣（　）第　　号
※免許年月日	年　　月　　日
※有効期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで

項番 ◎商号又は名称

11

フリガナ	
商号又は名称	

法人・個人の別　1.法人　2.個人

確認欄 ※

◎代表者又は個人に関する事項

12

役名コード		登録番号	
フリガナ			
氏名			
生年月日	年　月　日		

確認欄 ※

◎宅地建物取引業以外に行っている事業がある場合にはその種類

13

兼業コード

◎資本金（千円）

億	千万	百万	十万	万	千

◎所属している不動産業関係業界団体がある場合にはその名称

所属団体コード

（加入：　　年　　月　　日）
（加入：　　年　　月　　日）
（加入：　　年　　月　　日）
（加入：　　年　　月　　日）
（加入：　　年　　月　　日）

確認欄 ※

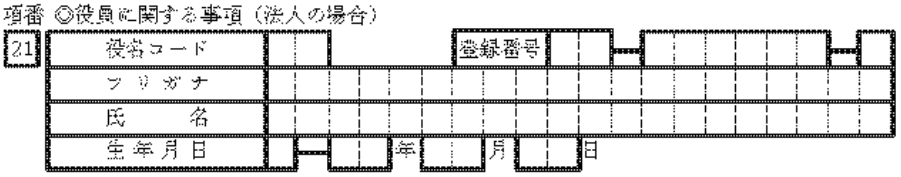
（第二面）

1219

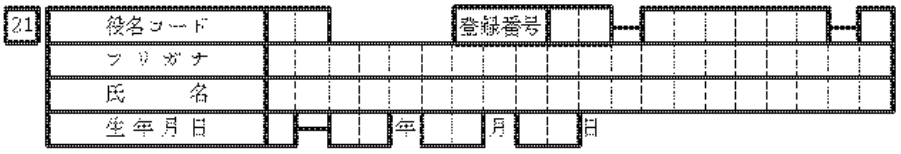
受付番号　　申請時の免許証番号

＊　　（　　）

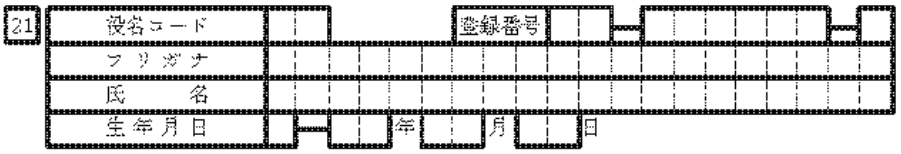
項番 ◎役員に関する事項（法人の場合）



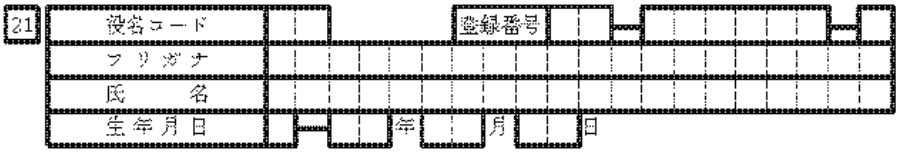
確認欄 ＊



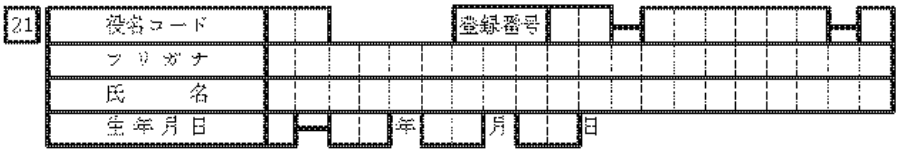
確認欄 ＊



確認欄 ＊



確認欄 ＊



確認欄 ＊

（第一面）

1 3 0

受付番号　　申請時の免許証番号

（　　）

※整理

30 事務所の別　1.主たる事務所 2.従たる事務所　※事務所コード

事務所の名称

◎事務所に関する事項

31 郵便番号

所在地市区町村コード　　都道府県　市郡区　区町村

所在地

電話番号

従事する者の数

確認欄 ※

◎政令第２条の２で定める使用人に関する事項

32 登録番号

フリガナ

氏名

生年月日　　年　月　日

確認欄 ※

◎専任の宅地建物取引士に関する事項

41 登録番号

フリガナ

氏名

生年月日　　年　月　日

確認欄 ※

41 登録番号

フリガナ

氏名

生年月日　　年　月　日

確認欄 ※

41 登録番号

フリガナ

氏名

生年月日　　年　月　日

確認欄 ※

（第四面）

1410

受付番号　　申請時の免許証番号

＊　　（　　）

項番

30　事務所の名称　　＊事務所コード

◎専任の宅地建物取引士に関する事項（続き）

41　登録番号　　年　月　日　　確認欄 ＊

41　登録番号　　年　月　日　　確認欄 ＊

41　登録番号　　年　月　日　　確認欄 ＊

41　登録番号　　年　月　日　　確認欄 ＊

41　登録番号　　年　月　日　　確認欄 ＊

（第五面）

登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄
（消印してはならない）

備　考

1　各面共通関係

①　申請者は、＊印の欄には記入しないこと。

②　「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

（記入例）　0 0　(5)　1 0 0　［国土交通大臣(5)第100号の場合］

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（石狩）
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事（渡島）
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事（檜山）
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事（後志）
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事（空知）
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事（上川）
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事（留萌）
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事（宗谷）
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事（オホ）
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事（胆振）
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事（日高）
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事（十勝）
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事（釧路）
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事（根室）
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

③　「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入すること。

ア　個人の場合には記入しないこと。

イ　代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。

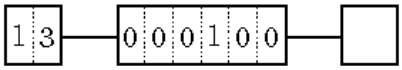
ウ　農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入する

こと。

01	代表取締役 （株式会社）	04	代表社員 （持分会社）	13	代表執行役 （株式会社）
02	取締役 （株式会社）	05	社員 （持分会社）	14	執行役 （株式会社）
03	監査役 （株式会社）	07	理事	09	その他
15	会計参与 （株式会社）	08	監事		

④　「登録番号」の欄は、宅地建物取引士である場合にのみ、その登録番号を記入すること。この場合、登録を受けている都道府県知事については、上記②の表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「１」を記入すること。

（記入例）

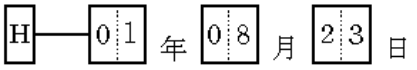


［東京都知事登録第000100号の場合］

⑤　氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に１文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は１文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に１文字分空けて左詰めで記入すること。

⑥　「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「０」を記入すること。

（記入例）



［平成元年８月23日の場合］

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

⑦　「所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。

⑧　「所在地」の欄は、⑦により記入した所在地市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ―（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

（記入例）

霞	が	関	2	—	1	—	3		

⑨　申請者が未成年者である場合は、法定代理人の同意書を添付すること。

2　第一面関係

①　「免許の種類」の欄は、該当する番号を記入すること。

②　「免許換え後の免許権者コード」の欄は、「免許の種類」の欄において「２」を記入した場合にのみ、上記１②の表より該当する免許換え後の免許権者のコードを記入すること。この場合、免許換え後の免許権者が北海道知事である場合には51～64のうち該当するコードを記入すること。

③　商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は１文字として扱うこと。また、「商号又は名称」の欄も、上段から左詰めで記入すること。

④　「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。

⑤　代表者又は個人に関する事項については、法人の場合で代表者が複数存在するときには、申請者である代表者について記入し、その他の者については第二面の役員に関する事項の欄に記入すること。例えば、株式会社の場合で代表取締役が複数存在するときには、申請者である代表取締役について記入し、その他の者については、第二面の役員に関する事項の欄に記入すること（第二面であつても代表取締役の役名コードは「01」を記入すること。）。

⑥　「兼業コード」の欄は、下表より該当する事業のコードを記入すること。なお、宅地建物取引業以外に行つている事業がない場合には「50」を記入すること。

01	農　　業	05	建　設　業	09	卸売・小売業、飲食店	13	サービス業
02	林　　業	06	製　造　業	10	金　融　・保　険　業	14	そ　の　他
03	漁　　業	07	電気・ガス・熱供給・水道業	11	不　動　産賃　貸　業		
04	鉱　　業	08	運　輸　・通　信　業	12	不　動　産管　理　業		

⑦　「所属団体コード」の欄は、下表より該当する所属団体のコードを記入すること。なお、所属している不動産業関係業界団体がない場合には「50」を記入すること。

01	(一社)マンション管理業協会	10	(一社)不動産協会
04	(公社)全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会	11	(一社)不動産流通経営協会
05	(公社)全日本不動産協会	12	その他
09	(一社)日本ビルヂング協会連合会の会員である各協会	13	(一社)全国住宅産業協会又はその会員である各協会

⑧　「資本金」の欄は、法人の場合にのみ右詰めで記入すること。

3　第二面関係

①　第二面は、申請者が法人の場合にのみ記入すること。

②　役員に関する事項の欄は、第一面で代表者として記入した者については記入しないこと。

③　第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

4　第三面関係

①　第三面は、項番㉚の事務所ごとに作成すること。

②　「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。

③　「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ―（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

（記入例）

0	3	―	5	2	5	3	―	8	1	1	1	

④　「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入すること。この場合に、「従事する者」には、営業に従事する者のみならず、宅地建物取引業に係る一般管理部門に所属する補助的な事務に従事する者も含めること。

また、申請者が個人である場合において、その家族が宅地建物取引業に従事し、又は従事しようとしているときは、その者についても記入すること。

なお、宅地建物取引業を他の事業と兼業する場合は、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入すること。

5　第四面関係

①　「専任の宅地建物取引士に関する事項（続き）」の欄は、第三面に記載しきれない場合に使用することとし、第三面の次に添付すること。

②　第四面は、項番㉚の事務所ごとに作成すること。

③　第四面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。